

年金払定期付積立型変額保険 積立金の一部引出サービスの取扱い説明および注意事項

アクサ生命保険株式会社

年金払定期付積立型変額保険では、資金需要が生じた際などに積立金を取り崩し、当社所定の範囲で、積立金の一部を引き出すことが可能です。

お手続きにあたり以下の取扱い内容の説明および注意事項をご確認ください。

<注意事項>

■一部引出限度額等について

- ・MyAXA での一部引出では 1 回の引出金額は 10 万円以上、1 万円単位で 100 万円までになります。
- ・※ご指定いただいた金額でお手続きが可能か、翌営業日以降弊社で確認いたします。ご依頼内容のお手続きができない場合にはその旨メールにてご連絡させていただきます。
- ・ご指定いただいた金額が一部引出日の前日における引出限度額を超える場合は、引出限度額でのお取り扱いとなります。
- ・一部引出日の前日の積立金額から一部引出請求金額を差し引いた額が、10 万円（保険料払込停止中の場合は、50 万円または最低基準積立金額（＊）のいずれか大きい金額）を下回るときは、一部引出はお取り扱いできません。
（＊）特別勘定の運用利回りを 0 %と仮定し、かつ、以後の保険料のお払込みがない場合でも、5 年以上はご契約を有効に継続することができる積立金額の水準をいいます。
- ・一部引出により、基本年金年額が最低限度（Ⅰ型の場合は 30 万円、Ⅱ型の場合は 50 万円）を下回るときは、一部引出はお取り扱いできません。
- ・弊社で支払処理を行う日（一部引出実行手続き日の翌営業日）を一部引出日とさせていただき、効力発生日はその翌営業日になります。ただし、一部引出実行手続き日の翌営業日が弊社の月末最終営業日の前営業日の場合は、月末最終営業日を一部引出日として取り扱います。

■解約控除について

- ・一部引出後の積立金額は、一部引出前的一部引出日の翌営業日の積立金額から、一部引出額（積立金に対する解約控除額を含みます）を差し引いた額とします。
- ・一部引出日のご契約日より起算して 10 年未満で、無償引出限度額（＊）と同額までの積立金額を引き出す場合、解約控除は発生しません。
（＊）一部引出日の前日の積立金額の 10 %相当額になります。ただし、すでに積立金の一部引出が行われている場合には、その一部引出請求金額の合計額を無償引出限度額から差し引きます。
- ・一部引出日のご契約日より起算して 10 年以上経過している場合、解約控除は発生しません。

■一部引出後の換算保障額に基づく基本年金年額の減額について

- ・一部引出を行った場合、換算保障額について、一部引出額（積立金に対する解約控除額を含みます）に相当する金額を減額します。

この場合、減額後の換算保障額に基づき、以後の基本年金年額が変更されます。

ただし、一部引出日の前日の積立金額から一部引出請求金額を差し引いた金額が、一部引出前の換算保障額と同額以上であるときは、換算保障額の減額および、それともなう基本年金年額の変更は行いません。

なお、基本年金年額の減額となる場合、保険証券を再発行し、契約者さまの住所へ送付します。

■特別勘定の取扱について

- ・複数の特別勘定が指定されている場合、一部引出日の翌営業日における各特別勘定の積立金額の割合に応じて、引き出されたものとします。

■その他

- ・保険料払込状況や契約状態などの理由により、一部引出をお取り扱いできないことがあります。
- ・特別勘定での運用継続を希望しない、保険料の負担を減らしたいなどの場合は、「保険料の減額」など他の手続きを行うことができます。営業担当者または[こちら](#)のお問い合わせ先にご連絡ください。
- ・積立金の一部引出による払いもどし金のお支払いがこの保険の資産の運用におよぼす影響が大きいと当社が認めたときは、最長 6 か月の範囲内で、払いもどし金のお支払いを延期することがあります。

<MyAXA での一部引出手続き>

■MyAXA でのお手続きについて

- ・ご契約者さま名義の口座情報のご登録が必要になります。ご契約者さま名義の口座が確認できるものをご用意ください。ゆうちょ銀行は、通帳記号（5 桁）、通帳番号（8 桁）の口座はご指定いただけませんので、ご注意ください。
- ・ご契約者さまの改姓・改名、住所変更がある場合には、先に名義変更手続き（改姓・改名）および住所変更を行っていただく必要があります。お手続きは[こちら](#)からお願いいたします。
- ・ご契約者さまが法人、未成年者の場合にはこちらのサービスはご利用いただけません。請求書（郵送）によるお手続きをご利用ください。請求書（郵送）でのお手続きは[こちら](#)からお願いいたします。
- ・一部引出お手続きには費用はかかりません。

■ MyAXA でのお手続きの流れ

お手続きの流れ



電子請求書 送付依頼日

【ご契約者さま】お申し出

チャットボットを起動し、一部引出の請求内容・送金口座などを入力の上、弊社へ電子請求書の送付依頼を行っていただきます。



電子請求書送付依頼日から 3 営業日以内

【アクサ生命】確認・ご連絡

弊社にてご依頼内容を確認し、ご契約者さまの電子請求書送付依頼日から 3 営業日以内に「MyAXA」のメッセージボックスへ電子請求書を送信します。



一部引出 実行手続き日

【ご契約者さま】一部引出の実行手続き

請求内容をご確認の上、電子請求書による一部引出の実行手続きを行っていただきます。



一部引出実行手続き日の翌営業日*（一部引出の処理日）

【アクサ生命】お支払処理

弊社にて積立金のお支払処理を行います。

弊社で支払処理を行う日を一部引出日とさせていただき、効力発生日はその翌営業日になります。

*一部引出実行手続き日の翌営業日が弊社の月末最終営業日の前営業日の場合は、月末最終営業日を一部引出日として取り扱います。



一部引出処理日の 3 営業日後

【アクサ生命】お振込み

送金先口座にお振込みします。同時にお支払のご案内を通知します。

ご注意事項

※MyAXA での一部引出のお手続きでは、一部引出日の前日の積立金額から一部引出請求金額を差し引いた額が、10 万円（保険料払込停止中の場合は、50 万円または最低基準積立金額のいずれか大きい金額）を下回るときは、お取り扱いできません。なお、積立金額が変動することにより、翌日以降、チャットボットでお手続きできるようになることがあります。

※一部引出により、基本年金年額が最低限度を下回ることになるときは、一部引出はお取り扱いできません。

※一部引出の実行手続き後は、一部引出の取消はできません。